

第 17 回インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション
17th Intercollegiate Negotiation Competition

参加者ハンドブック
Handbook for Participants

(2018 年 1 0 月 1 日版)

インターカレッジ・ネゴシエーション
・コンペティション運営委員会

Steering Committee
Intercollegiate Negotiation Competition

はじめに

インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティションは、交渉や仲裁に対する社会の関心を深め、学生に仲裁や交渉を学ぶインセンティブを高めるために、大学も国境も越えた交渉と仲裁の他流試合の場として2002年に設立されました。現在のわたしたちのミッションは、グローバルな世界で新しい価値を創造し対立を乗り越えることができる人材を育てることです。

本コンペティションは、交渉と仲裁をワンセットにして国際ビジネスを題材とした問題について行うことで、みなさんに①それぞれの制度の長所・短所を理解し学ぶこと、②口頭や書面による交渉力を母国語以外での言語についても持つこと、③ビジネスにおけるチーム力を涵養すること、④さらには大会を通じて知己を広め、OBOGも含めた人的ネットワークを構築すること、を具体的課題としています。

交渉コンペティションは、参加者の努力と、スポンサーや審査員、たくさんの教員の熱意によって発展し続けてきました。毎年、日本や外国の法曹関係者、多種多様な企業の関係者、大学教員等、100名以上の方々が審査員として協力して下さいます。たくさんの方々の熱心なサポートのおかげで、交渉コンペティションのレベルは年々高まっています。

交渉コンペティションの過去の参加者の方々（OB・OG）は、社会のあらゆる分野で活躍されています。さらに、OB・OGの方々には出身大学や他大学の後輩の指導、大会当日の運営さらには審査員としてコンペティションのレベルアップに熱心に取り組んでくださり、後輩達の大きな励みとなっています。よりよい交渉者を育てるというわたしたちのミッションは、OB・OGのみなさまの活躍によって実現しつつあるといえるでしょう。

各大学での準備の日々や2日間の大会を通じ、皆さんが何か貴重なものを得てくださったとしたら幸いです。

インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション運営委員会
The Steering Committee of Intercollegiate Negotiation Competition

I. コンペティションについて

1. 概要

インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティションは、毎年1回、2日間にわたって行われる仲裁・交渉の大学対抗戦で、インビテーションベースで運営しています。本大会は、第1回大会から、住友グループ広報委員会の御後援を頂いているほか、様々な団体に御後援を頂いています。

1日目（ラウンドA）には模擬仲裁を、2日目（ラウンドB）には模擬交渉を行います。仲裁も交渉も、国際的なビジネスを題材とした問題であり、約2カ月かけて英文契約書を含む数十頁の問題に取り組みます。各大学は架空のネゴランド国のレッド社あるいはアービトリア国のブルー社のいずれかを担当します。大会には日本語の部と英語の部があり、英語の部では書面の作成から口頭でのやりとりまで、全て英語で行われます。

仲裁は UNIDROIT 国際商事契約原則（2016年版）を準拠規範として行われます。仲裁では、大会の前には、各大学とも準備書面や答弁書の提出が求められます。

交渉では、レッド社とブルー社に共通の情報に加えて、レッド社、ブルー社の固有の事情等を記載した秘密の情報が配布されます。各メンバーには、副社長、取締役、部長等の役職が割り当てられ、役職に応じた役割を果たさなければなりません。

毎年、多くの実務家、裁判官、弁護士、研究者の方々に審査員をして頂いており、OB・OGの方々にも審査や運営を手伝って頂いています。こうした方々から学べることもコンペティションの魅力の1つです。

2. 参加大学・入賞校の状況

過去の大会の参加校、参加者数、入賞校は以下の通りです。

		Number of Univ.	Number of Participants	Winner	2nd	3rd	4th	5th	6th
1	2002	4	74	Tokyo					
2	2003	8	129	Tokyo	Kyushu	Sophia	Osaka		
3	2004	12	173	Tokyo	Kyushu	Hitotsubashi	Osaka	Doshisha	Sophia
4	2005	14	205	Kyoto	Tokyo	Nagoya	Hokkaido/ Sophia	Hitotsubashi	
5	2006	16	209	Australia	Kyoto	Doshisha	Sophia	Nagoya	
6	2007	17	250	Australia	Tokyo	Hitotsubashi	Doshisha	Sophia	
7	2008	16	260	Tokyo	Hitotsubashi	Kyoto	Waseda	Sophia	
8	2009	15	240	Tokyo	Doshisha	Waseda	Kyushu	Sophia	
9	2010	17	270	Tokyo	Hitotsubashi	Osaka	Australia	Waseda /Sophia	
10	2011	19	263	Waseda	Sophia	Osaka	Keio	Tokyo	
11	2012	18	247	Keio	Waseda	Kyoto	Sophia	Kyushu	
12	2013	16	232	Tokyo	Nagoya	Kyushu	Chuo	Sophia	
13	2014	20	258	Tokyo	Kyushu	Australia	Keio	Sophia	
14	2015	21	251	Singapore	Tokyo	Osaka	Kyoto	Hitotsubashi	
15	2016	19	235	Austraria	Singapore	Osaka	Sophia	Kyoto/ Hitotsubashi	
16	2017	28	293	Kyoto	Australia	Sophia	Chuo/Tokyo		Singapore/ Ritsumeikan

3. 参考資料

コンペティションのホームページには、過去に実施したコンペティションのシンポジウムにおける資料、入賞校の提出した書面等が掲載されています。また、毎年、法学教室3月号には前年の大会の紹介記事が掲載されており、指導教員、審査員、参加者の方々のコメントが掲載されています。コンペティションをよりよく知るための参考にして下さい。

Ⅱ. 第 17 回大会について

日程・場所・プログラム・スケジュール

(1) 日程：2018 年 12 月 1 日（土）、12 月 2 日（日）

(2) 場所：上智大学（東京都千代田区紀尾井町 7-1）

(3) プログラム

<1 日目／12 月 1 日（土） 仲裁の部>

12:00	開会式
13:00-17:00	ラウンド A（仲裁）
17:00-18:00	審査
18:00-20:00	懇親会

<2 日目／12 月 2 日（日） 交渉の部>

9:30-13:30	ラウンド B（交渉）
13:30-15:30	審査、昼食、ティータイム
15:30-17:30	閉会式

(4) スケジュール

1. 問題・規則公表 10 月 1 日（月）
2. 参加登録期限 10 月 12 日（金）午後 3 時
3. 組合表の発表・秘密情報の送付 10 月 16 日（火）
4. 問題・規則への質問期限
第 1 回期限：10 月 12 日（金）午後 3 時
第 2 回期限：10 月 22 日（月）午後 3 時
第 3 回期限：10 月 31 日（水）午後 3 時
5. ラウンド A 準備書面提出期限 11 月 21 日（水）正午
6. ラウンド B 準備書面・ラウンド A 反論書提出期限 11 月 27 日（火）正午

※今後の予定については変更される場合があります。

※すべての日時は日本時間（GMT+9）です。

Ⅲ. 登録

1. 参加登録

- ・ 10月1日に参加登録のためのフォームをホームページ上に掲載しますので、そのフォームを用いて10月12日（火）午後3時（日本時間）までに参加登録を行ってください。
- ・ 各大学は、原則として、日本語2チーム、英語2チームを上限に登録することができます。
- ・ 参加登録に際しては、規則4（7）に従って、運営委員会との連絡窓口となる指導教員、学生代表者を指定してください。
- ・ 参加者の中に実務経験のある方がいらっしゃる場合には、規則4（8）に従って届出を行ってください。
- ・ 参加登録の際には、運営委員会による宿泊の手配の可否についてもフォームに記載してください。運営委員会では、幾つかのビジネスホテル、旅館を予約しています。日本国外からの参加大学、北海道大学、京都以西から参加の大学については、11月30日と12月1日、他の大学については12月1日の宿泊が可能です。運営委員会が手配するホテルへの宿泊は任意ですので、宿泊を希望されない方は、宿泊は不要としてください。
- ・ 日本語の部及び英語の部の双方にチームが参加している大学については、各チームが獲得した得点の平均点に5点を加えた点数が当該大学の得点となります（規則11(7)）。

2. 参加費

参加費は1名あたり5000円（宿泊の手配が不要の場合には2000円）です。各大学で全参加者の分をまとめて、10月26日（金）までにお振り込みください。振込口座番号は、各大学の指導教員の先生方にお伝えします。

3. 役職登録

- ・ 昨年まではラウンドBの役職を事前に登録して頂いていましたが、今大会からは、誰がどの役職を担当するかをラウンドBの事前メモの表紙に記載して頂くこととし、役職登録の手続きは廃止します。

IV. 問題、規則、ニュースレター

1. 問題

(1) 問題

問題は、①全ての参加者に共通する一般情報と、②一方当事者に特殊の秘密情報から成ります。②はラウンド B においてのみ用います。①はホームページ上で公表され、②は各大学の指導教員、代表者にメールで送付されます。

(2) 問題への質問期間と問題の改訂

問題が公表された後、10月31日までの間、参加者は問題について質問ができます。質問は、各大学の代表者が行ってください。質問には理由を付してください。運営委員会が質問に回答する必要があると考えた場合には、原則として、問題の変更・訂正というかたちで、質問への回答を行います。質問に対する回答のおおよそのスケジュールは以下のとおりです。質問は、できるだけ早目に行ってください。

10月12日までになされた質問：10月18日までに回答

10月22日までになされた質問：10月30日までに回答

10月31日までになされた質問：11月5日までに回答

質問等を踏まえ、問題が相当程度改訂されることがあるため、最終版が固まるのは質問への受付期間が完了した後、11月5日頃となります。

例年、多くの質問を頂きますが、大半の質問には以下のような理由から回答していません。まず、現在の問題には既に十分に争ったり議論したりすべき要素が含まれており、それ以上に複雑にすべきでないと思われるところ、質問に回答すると（仮に実務では重要な論点になりうるとしても）、問題を必要以上に複雑にしてしまうようなケースが少なくありません。また、もしこういった事情があればレッドあるいはブルーの有利になるはずなのに、といった観点からの質問も多いのですが、問題文の明確化以上に、一方の有利になるようなかたちでの問題の修正は行いません。まさに皆さんに考えてほしいと考えている点についての質問や、問題文の文脈から合理的に推測できるはずであると思われるような点についての質問にも回答していません。したがって、回答がないということにも理由があると考えて下さい。

(3) 問題の世界と現実の世界との関係について

問題文では、必ずしも現実の世界とは同一ではない設定や現実の世界の話としては考えにくい設定がなされています。本コンペティションは問題で設定された架空の事実を前提に行われるものですので、問題文に明記されていることは、それが本コンペティションにおける事実として扱われます。

問題文で全ての事実について設定がなされているわけではありません。そのような部分は、現実の世界において一般に生じていること、理解されていることで補うこととなります。しかし、本コンペティションの目的は、ある事実の真偽を争うことではありません。一方の当事者が問題では設定されていないある事実を主張し、他方当事者がそれに同意した場合にはその事実を前提にコンペティションが行われることとなりますが、他方当事者がその事実を争った場合には、いずれの主張が真実であるかを定めることは本コンペティションの目的ではありません。問題文にかかれていない事実を巡って当事者間で争いが生じ、それがラウンドの進行にあたって問題となる場合には、審査員が、何が本コンペティションとの関係で事実であるかを決定することがあります。その場合には、審査員が決定した事実を前提にラウンドが継続されます。

2. 規則

コンペティションは、毎年公表される規則に基づいて行われます。規則を良く読み、理解したうえで参加してください。規則に反したり、減点の対象となったりすることのないようにしてください。

3. ニュースレター

コンペティションに関する重要なお知らせをするために、ニュースレターを発行します。ニュースレターはホームページ上に掲載されます。ニュースレターが発行されると、電子メールで各大学の指導教員と代表者にお知らせします。必ずよく読んでください。

V. 規則のポイント

* 必ず、最新の規則本文を自分自身で確認してください。

1. チームの構成と役割分担

- ・1チーム 4 名から 5 名です(特例で 3 名、6 名を認める場合があります)
- ・参加者は以下の役割を担当します。
 - －ラウンドA: 全員が弁護団員を担当します。
 - －ラウンドB: 各自が指定された役職を担当します。

2. ラウンド A

(1) 準拠規範: UNIDROIT 国際商事契約原則 2016 年版

(2) 準備書面

・ラウンド A では、以下の 2 種類の書面を提出します。フォーマット、期限等を厳守してください。

- ① 準備書面: 締切 11 月 21 日(水)正午: 日本語・英語とも 11 頁以内+表紙
～フォント、フォーマット等は自由。図表等を入れることも自由です。体裁や読みやすさも評価の対象となります。
 - ② 反論書: 締切 11 月 27 日(火)正午: 日本語・英語とも 2 頁以内+表紙
～相手チームが提出した準備書面に対する自己の見解や反論を簡潔に述べたものです。
- ・頁数超過、形式不備、提出遅延は減点されます。減点の詳細については、規則 7(6)に規定されています。
- ・準備書面、反論書とは別に添付書類を提出することはできません。

規則 7 (4)

準備書面の形式は、以下のとおりとする。

- ① 本体は A4 版の PDF ファイルで作成するものとし、日本語の部、英語の部とも 11 頁以内とする。
- ② 本体とは別に、大学名、チーム名、レッド社・ブルー社の別、チームのメンバー名を明記した表紙 1 枚を添付する。表紙と本体は一つのファイルとして作成する。
- ③ PDF ファイル名は、「〇〇大学〇チームラウンド A 準備書面」とする。〇及び A は全角とする。
- ④ 余白は、上 25 ミリ、左 25 ミリ、右 25 ミリ、下 25 ミリとし、本体の下部中央に頁番号を付すものとする。
- ⑤ 各頁のフォント、行数、字数をどのような設定にするか、頁内にどのような図表等を用いるかは、任意である。但し、読みやすさも審査の対象となるので留意すること。
- ⑥ 各 PDF のファイルサイズは最大 3MB 程度とする。

・同時に書面を提出するというコンペティションの性格上、準備書面においては、相手からの主張をある程度先取りした反論を行うことを求めています。反論書は 2 頁に限られており、準備書面においては予想できなかつたり十分な反論ができなかつたりした相手からの主張に反論することを主な目的としています。

(規則 7 (10))

準備書面においては、問題に示されている相手方の基本的な主張を前提に、指定されているすべての論点について言及するものとする。問題文で言及されていなくても相手方から行われうる主張を予想して反論しなければならない(相手方からの請求についても、問題文から伺われる相手方の主張内容についての反論を記載しなければならない)。準備書面は、文章を簡潔にし、番号を用いて整理する等、論理構造がわかりやすいように整理することが望ましい。

(3) 流れ

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 13:00-13:10 | セッティング (部屋のアレンジ) |
| 13:10-16:20 | 事件についての審理
各事件について、冒頭陳述 (3 分) → 審理 |
| 16:20-16:30 | 最終弁論の準備時間 |
| 16:30-16:40 | レッド社、ブルー社からの最終弁論 (5 分) |
| 16:40-17:00 | 仲裁人からの講評 |

(4) 当日の進め方に関するルール

① 準備書面に記載されていない主張を当日行うことも可能です。

(規則 7 (11))

・・・準備書面に記載されていない主張をラウンド A で行うことも許されるが、重要な主張を準備書面に記載していなかった場合や、準備書面と矛盾する主張をした場合などには、採点上不利に扱われる場合がある。

② 進め方

(規則 7 (16))

仲裁廷の仲裁の進行の仕方は必ずしも統一されていない。過去の例では、仲裁人とのやり取りを重視するもののほか、当事者間の対話を重視するもの、各当事者に数十分の時間を与えて自己の見解を主張させた後に短い反論の時間を与えるもの、などがあったので留意すること。ただし、いずれの場合も、仲裁廷は双方の当事者を公平に扱う義務を負っており、手続きの進行によっていずれかの当事者が有利になるようなかたちでの手続きの進行を行うことは許されていない。手続きの公平性に疑問がある場合には、当事者は仲裁廷に対して異議を述べることができ、異議に対する仲裁廷の対応に不服がある場合には運営委員会に異議を述べることができる。但し、ラウンド終了後は異議を述べることはできない。

③ 手続準則

手続規則は UNCITRAL 仲裁規則(2010 年改訂版)であり、仲裁地は日本ですが、問題、規則に具体的な規定がある場合には、問題・規則が優先します。

④ 主張立証責任

厳格な要件事実といった考え方は採用されていませんが、規則では以下のように記載されています。

規則 7 (17)

一般論として、ある主張を行う当事者の側にその主張を裏付ける事実、論理等を問題文、資料等により証明する等して、各仲裁人を納得させる義務があることに注意すること。

⑤ 問題に記載された争点以外の問題

仲裁における争点は問題に明示されたものに限られます。

⑥休憩

規則 7 (18) 各チームは 1 時間につき 1 回、5 分以内の中断時間を請求することができる。但し、仲裁人は手続の進行上、直ちに中断時間をとることが適当でないと考えたときは、20 分以内で中断時間を遅らせることができる。

⑦冒頭陳述・最終弁論

冒頭陳述と最終弁論は、1 名が行っても分担して行っても差支えありません。

3. ラウンド B

(1) 参加者には適切な役割分担が求められています。

(規則 8 (1))

全ての参加者がチーム全体がうまく機能するように役割を分担し、かつ、その役割を實踐すること (実質的に参加していないと思われる者がいる場合には相当の減点の対象となるほか、運営委員会による警告の対象となる場合がある)。

(2) 準備メモ

- ・ラウンド B については、審査員に対して交渉方針等を説明するための資料としての準備書面を提出します (規則 8(4))。
- ・提出期限: 11 月 27 日 (火) 正午: 日本語・英語とも 4 頁以内 + 表紙
- ・表紙には、大学名、チーム名、レッド社・ブルー社の別、チームのメンバー名、各メンバーの役職を明記してください。役職は、問題文の指示に従ってください。
- ・字数超過、提出遅延は減点されます。減点の詳細については、規則 8(4) に記載されています。

(規則 8 (4))

- ① 準備メモは、ラウンド B において自分達が行おうと考えている交渉を審査員に対して説明するための資料であり、以下の事項について、具体的かつ分かりやすく記載しなければならない。
- ・本交渉において自社が達成したいと考える目標
 - ・目標を達成するための戦略
 - ・その他、自社の交渉の目標・戦略を審査員に説明するうえで、必要と考える情報

→当日の審査員宛交渉方針説明の際には、準備書面とは別に、パワーポイントや資料(規則 9)を用いることも可能です。

(3)ラウンド B の流れ

- 9:20- 9:30 セッティング (部屋のアレンジ)
- 9:30-12:15 ラウンド B
 - 審査員宛方針説明：各チーム 5 分
 - 交渉：約 150 分
- 12:15-12:30 自己評価準備
- 12:30-12:50 自己評価①
- 12:50-13:10 自己評価②
- 13:10-13:30 全体講評

- ・ どちらのチームが先に交渉方針説明を行い、先に自己評価を行うかは、ラウンド B の冒頭に審査員の前でジャンケンを行い、決定します。
- ・ 対戦室以外で交渉する、電子機器等を使って交渉するなど、審査員が観察することのできない形で交渉することはできません。

(4)合意の確認

- ・ 合意が整った場合、合意内容が明確で適切か、両当事者の理解に齟齬がないかを確認することは重要なプロセスです。昨年までは、合意が整った場合には必ず文字でその合意を記録したものを作成することを求めていましたが、限られた交渉の時間で合意メモを完成させることが難しい場合もあること、また、合意メモの作成を意識するあまり、具体的な交渉を行う前から合意メモ案を提示し合うといった事態が見受けられたことから、この点を改め、適切な方法で合意内容を確認することを求めることとしました。
- ・ 合意内容が明確で適切か、当事者間に齟齬がないかが審査のポイントとなります。従って、口頭で合意内容を明確かつ適切に確認できたのであれば、それで十分ということになります。但し、このことは、コンペティションの限られた時間を考慮したものであり、実際の世界では、合意内容を正確に書面に反映することは極めて重要であることに留意してください。

(規則 8 (9))

交渉の結果、何らかの合意が成立した場合には、その合意内容を当事者間で確認すること。確認の方法は必ずしも書面による必要はなく、口頭による等、どのようなものでもよいが、合意内容が明確で適切なものであるかどうか、合意内容についての当事者間の理解に齟齬がないかは、審査員による評価の対象となる。

(5) 審査員宛説明・自己評価

- ・ 審査員宛説明・自己評価は代表者が行っても、メンバーが分担して行っても、いずれでも差し支えありません（規則 8（11）①③）。

4. 資料

規則 9

- (1) 各大学は、ラウンド A、ラウンド B において、自己の主張を裏付けるために資料やプロジェクタを用いることができる。
- (2) プロジェクタを利用する場合には、機材、延長コード等は各大学で準備しなければならない。
- (3) 相手方は資料を検討するのに必要な時間を要求することができる。
- (4) 審査員・仲裁人は、各ラウンドの円滑な進行に支障があると認める場合、その他、合理的な理由がある場合には、資料の使用を許可しないことができる。
- (5) 日本語の部、英語の部とも、指定言語以外の言語の資料を用いる場合には、指定言語による訳文を付す必要がある。

5. 黒板等の利用

黒板やプロジェクタ等を先に来たチームが独り占めしてしまい他のチームの利用が利用できなかったという事例がありましたので、以下のようなルールが設けられています。

規則 10(2)

ラウンド A、ラウンド B における対戦室内の黒板やプロジェクタの利用、教室のセッティングにあたっては、当日、対戦校同士で話し合い、お互い譲り合って使用しなければならない。

6. 異議・不服申立

相手校についての不服申立てが認められています（規則 18 条）。ポイントは以下のとおりです。

- (1) 各ラウンド終了後 10 分以内に運営委員会に申立てなければならない。
- (2) 緊急の場合は、審査員に対してルールの確認と他大学の行為の是正を求めることができ、この要求に理由があると審査員が認めるときは、審査員は自己の判断で必要な指示を行ったり、運営委員会と協議したりして対応を決定できる。

7. ビデオ撮影、観覧等

参加者は対戦の様子をビデオに撮ることができます。このほか、広報用の撮影が入る予定です（ビデオ、写真）。

規則 19

- (1) 参加者・審査員・教員は、運営委員会が作成するパンフレットや公式ホームページ、住友グループ広報委員会が作成する記録ビデオ、その他本大会の運営に必要な資料や後援者による広報物等において、氏名、所属、写真等が示されること、および、この範囲で個人情報の取得、利用（共同利用を含め）がなされることを了承するものとする。
- (2) 参加者・審査員・教員・見学者は、本コンペティションは録画され、今後の教育、研究、広報に使用されることがあることを了承するものとする。
- (3) 参加大学は本コンペティションの対戦状況を録画し、あるいは、録音することができる。各チーム毎の対戦状況を個別にビデオ撮影したい場合には、各チームでビデオ機材・テープ、延長コード等を手配するものとする。
- (4) 本コンペティションは外部の見学希望者に公開される。参加者の家族・友人等で見学希望の方がいる場合には、当日受付で所要の手続きをすることにより各対戦室で対戦を見学することができる。
- (5) 運営委員会は、入賞した大学の点数の状況や提出された準備書面を、閉会式、ニュースレター、ホームページ上等で公表することができる。

8. 国際大会への推薦（規則 15）

日本の参加大学のうち、英語の部のラウンド B で最も高い得点を得た大学であって、所定の基準を満たす大学が希望した場合には、International Negotiation Competition の日本代表として推薦します。当該大学が参加を希望しない場合には次順位の大学に参加を打診します。

9. 秘密情報等の管理

過去の大会では、準備期間中の様子を写真にとって SNS などにアップした際に、黒板に記載された秘密情報の内容や各大学の戦略に関する情報が写真に写り込んでいる、各大学で作成したグループ・サイトが外部の人も閲覧できるようになっている、といったことが生じ、そのために、秘密情報の差替え等が必要になったことがありました。秘密情報や各大学の戦略等の管理には注意してください。万一、そうした情報が公開されてしまった場合には、規則 5（4）による減点の対象となります。

10. 指導

- ・各大学の指導教員や本コンペティションのOB・OGによる事前の指導は勸奨されています（規則12（1））。
- ・本コンペティションの問題公表後、審査員が参加大学に対してコンペティションに関する指導を行う場合には、運営委員会に届け出なくてはなりません（但し、コンペティションの過去の参加者が出身大学の指導を行う場合はこの限りではない）。参加大学の指導を行った方は、当該年度に自身が指導した大学の対戦を審査することができません。また、指導にあたっては、当該年度の問題や審査に関して、審査員のみが知り得る情報を開示することは禁止されています（規則11（8））。

VI. 審査・表彰

1. 審査項目、審査基準

ラウンド A、ラウンド B とも、審査は 15 項目について行われます。審査員は、各項目について、1 点から 5 点の間で 0.5 点刻みで採点します。各年の審査票はホームページ上に掲載されます。掲載されると、ニュースレターでお知らせします。審査は客観評価による絶対評価でなされます。対戦チーム間の勝敗等の相対評価ではありません。

審査員の先生方は、以下のような点に留意して審査をするよう依頼されています。

- 課題事例の内容の点で、ブルー社とレッド社の間で有利不利が生じる場合があります（もちろん、そのようなことが起きないように注意して課題事例を作成しておりますが、事例の本質上、若干の有利不利の発生はやむを得ないものです）。また、二つの大学チーム間の対戦を数時間で行うというコンペティションの構造的制約のゆえに、課題事例の内容には、現実の世界では起こりにくい設定や不自然な設定がなされている場合があります。
- 課題事例の上記のような内在的な有利不利や現実世界妥当性の問題が、審査において有利不利を発生させないようご配慮をお願いします。すなわち、結論の勝ち負け自体ではなく、与えられた状況において、期待されるレベルのパフォーマンスを参加者が行ったか否かを基準に審査をして下さい。
- 語学力・発音、流暢さは審査の対象ではありません。
- 大学名や過去の成績に左右されることなく公正な採点に努めてください。

2. 審査員

審査は 3 名の審査員が 1 組になって行います。第 16 回大会では、合計で 121 名の審査員が審査を担当しました。

- 企業・公官庁その他 30
- 裁判官 4
- 弁護士（外国法弁護士を含む）46
- 大学教員 21
- OB・OG 20

各対戦を担当する審査員は、大会の当日に公表します。

問題公表後、審査員が参加大学に対してコンペティションに関する指導を行う場合には、各審査員は運営委員会に届け出なくてはなりません（但し、コンペティションの過去の参加者が出身大学の指導を行う場合はこの限りではありません）。従って、皆さんが審査員の方に指導をお願いする場合には、審査員の方、指導教員、あるいは、学生の代表の方から運営委員会に事前に届出を行ってください。参加各大学の指導を行った審査員は、当該

年度に自身が指導した大学の対戦を審査することができません。また、指導にあたっては、当該年度の問題や審査に関して、審査員のみが知り得る情報を開示することは禁止されています。(規則 11 (8))。

3. 表彰

第 1 位から第 7 位を表彰します。優勝チームには住友杯が授与されます。

この他、以下の特別賞があります。

- 日本語・仲裁の部 最優秀賞
- 日本語・交渉の部 最優秀賞
- 英語・仲裁の部 最優秀賞
- 英語・交渉の部 最優秀賞
- ベストチームワーク賞

VII. その他

1. 運営委員会への連絡

運営委員会への登録、準備書面等の提出、質問等は、必ず、inc.steering.committee@gmail.com と tetsu-mo@sophia.ac.jp の両方に送ってください。件名の冒頭に【INC：〇〇大学】と付記してください。

コンペティションに関する質問、相談等がある場合には、遠慮なく、運営委員会にご連絡ください。

2. ビジネス・パーソンとしてのマナー

本大会への参加に際しては、ラウンド中のみならず、準備期間中の電子メールでのやりとり、大会での開会式・閉会式、懇親会、ホテル滞在中を通じ、ビジネスに携わる者として、相応しいマナーは何かを考え、それを保ってください。

3. ご家族・ご友人のお誘い

本コンペティションでは、見学・観覧を歓迎しています。ご家族、ご友人等で見学・観覧御希望の方には、ぜひお声掛けください。当日、受付で記帳を頂いた後、観覧者用の名札とパンフレットをお受取りください。自由に各対戦室をご観覧頂けます。

4. 禁止事項

- ① 本コンペティションの問題に関して、事前に他大学と通信、交渉すること（面談、電話、メールその他の手段を問わない）
- ② ラウンド中に電子機器その他の手段により、チームのメンバー以外と本コンペティションの問題に関してやりとりすること（チームのメンバー同士が電子機器等を用いて通信することは差し支えない）
- ③ 規則に違反すること
- ④ 運営委員会の指示に従わないこと
- ⑤ 審査員の指示に従わないこと
- ⑥ 著作権の侵害等法令に反すること
- ⑦ コンペティションの円滑な運営を阻害すること
- ⑧ ビジネスに携わる者に通常求められるマナーに反する行為をすること
- ⑨ 大会期間中に審査員に飲み物、お菓子その他の贈り物をすること